（別添）

衛星電話設備設置業務

仕　様　書

鳥　取　県

１　件名

衛星電話設備設置業務（以下「本業務」という。）

２　概要

（１）本業務の概要

衛星電話を利用するためのアンテナを島根県原子力防災センター（以下「島根ＯＦＣ」という。）屋上に設置し、島根ＯＦＣ鳥取県ブースに設置する通話用端末（電話機）により、鳥取県庁等、島根ＯＦＣ外部との通話を可能とする。

（２）業務の内容

衛星電話設備の全体構成図を図１に示す。

図１　全体構成図

３　適用の範囲

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間の本業務に適用する。

４　整備拠点

本業務の整備場所は以下のとおりとする。

整備場所	住　所
島根ＯＦＣ	島根県松江市内中原町５２番地

５　契約期間

契約締結日から平成２６年３月２８日まで

６　提出書類

乙は、契約締結後、次に示す図書（紙媒体）をそれぞれの期限までに提出し、承認を得るものとする。

なお、打合せ議事録はその都度、乙が作成し、速やかに甲に提出するものとする。

種類	提出期限等
業務計画書	契約締結後１４日以内に２部
設備の全体構成図	
工程表	
機器寸法、構成及び配置図	
構成機器一覧表	
その他乙から指示があったもの	随時提出

図書類の提出場所は、鳥取県危機管理局原子力安全対策課（以下「原子力安全対策課」という。）とする。（住所：鳥取県鳥取市東町一丁目２７１番地）

また、図書類は電子媒体（ＣＤ－Ｒ）でも１部提出すること。

7　完成図書類

乙は、業務完了報告書の提出の際に、次に示す図書（紙媒体）を併せて提出すること。

（１）完成図、配線敷設図等　　　　２部
（２）取扱説明書　　　　　　　　　２部
（３）操作マニュアル　　　　　　　２部
（４）その他、甲の指示があったもの　随時提出

完成図書類の提出場所は、原子力安全対策課とする。

また、完成図書類は電子媒体（ＣＤ－Ｒ）でも１部提出すること。

8　システム仕様

（１）システム構成

本システムの構成は衛星携帯電話本体、アンテナ部、インターフェース部、通話用端末（電話機）で構成される。なお、別紙３（参考構成図）を参照の上、必要な機器を選定して納入すること。また、将来用としてＦＡＸの使用を前提としたＦＡＸ接続用のモジュラコンセントを電話機の近くに設置すること（衛星電話本体にその機能がある場合を除く）。

（２）調達対象機器

ア　調達対象機器一覧

本作業の調達対象機器を表１に示す。

構成品	数量	備考
衛星携帯電話本体	１台	電池パック、ＡＣアダプタ類等基本セットを含む。
アンテナ	１式	架台、取付金具を含む。
インターフェース	１式	機器の構成に必要な機材を含む。
通話用端末	１台	電話機

表 1　調達対象機器一覧

イ　機器要求仕様

（ア）衛星携帯電話本体

（ａ）寸法：縦４００mm 以内×横４００mm 以内×厚さ５２mm 以内

（ｂ）重量：３．５Kg 以内

（ｃ）連続通話時間：約１．５時間以上（音声通話）

（ｄ）連続待受時間：約２６時間以上

（ｅ）参考機種：①ＮＴＴドコモ　ワイドスターⅡ（衛星可搬端末０１）
②ＢＧＡＮ　エクスプローラー７００

（イ）アンテナ部

（ａ）寸法：縦６１０mm 以内×横６１０mm 以内×厚さ３００mm 以内

（ｂ）重量：９．０Kg 以内

（ウ）インターフェース部

本体に接続し、通話可能であること。

（エ）通話用端末（電話機）

プッシュ式ボタンを有すること。

9　現地調査及び設計について

衛星携帯電話本体、アンテナ部及びインターフェース部の設置場所、各機器を結ぶケーブルルート等について現地調査を行い、その調査結果を基に全体設計を行い、作業方法等の検討を行うこと。

１０　据付作業について

据付作業は、衛星携帯電話本体、アンテナ部、インターフェース部の据付と、各機器間の配線、通話用端末（電話機）の設置とする。

また、アンテナ部を設置する基礎架台は既設のものを利用し、耐風速条件を満足するよう設置を行うものとする。据付作業に際し、乙が留意すべき一般的事項は１２を参照のこと。

１１　現地調整試験について

据付作業を実施した後、鳥取県庁と島根ＯＦＣ間の通信試験を行い、通信が正常に機能することを確認すること。また甲が指定する者に対し、取扱い方法の教育を行うこと。

１２　据付作業に際する留意事項

（１）概要

本整備に関する機器の据付作業を実施するにあたり、現地調査を行い、現地の状況を十分に把握すること。現地調査は以下の要領で実施すること。

ア　機器を設置する室のレイアウト及び建物内の位置条件等を調査し、機器配置、配線図の基礎資料とする。

なお、島根 OFC の平面図は別紙１、２のとおり。

（２）機器設置作業

ア　機器配置計画

（ア）機器の配線ケーブルは、フリーアクセス床、ＯＡフロア内配線とすること。

（イ）機器の据付等に際し、施設・機械等に損壊が生じた場合は、乙の責任においてこれを補償すること。

（ウ）機器を配置する際には、事前に甲の承認を得ること。

イ　耐震対策

（ア）アンテナの据付は耐震キット、架台補強等の対策を行い、耐震上問題ないものとすること。

ウ　配線作業

（ア）配線はフリーアクセス配線を原則とする。ケーブル保護は必要に応じて行うこと。

（イ）通信用ケーブルと既設電源ケーブルは適切な離隔距離を保つこと。ただし、配線用セパレート付ケーブルトレー等で、適切な離隔距離と同等な機能を保つことができる場合は、この限りではない。

（ウ）レイアウトに柔軟に対応したケーブルの長さを考慮すること。

（エ）配線ルートは事前に甲の承認を得ること。

エ　配線ケーブル選定

（ア）通信用ケーブルは、電源等の電磁波障害が発生するところはシールドケーブルを採用すること。

（イ）ケーブルは、環境に考慮し環境調和型電線・ケーブルを使用すること。

（ウ）事前調査を実施し、施工に適したケーブルを選定し、使用すること。

カ　表示等

（ア）装置には、装置名、装置型名、製造番号、製造年月等を明示した管理ラベルを貼付し、機器一覧表を作成すること。

（イ）装置間を接続するコネクタ、入出力端子及びケーブル等には、接続先が判明できる表示を行うこと。

１３　その他指示事項

（１）関連する施設との調整

本整備にて関連する施設との調整は、乙の指示のもと甲が行い、支障なく機器搬入、付帯する作業等を実施すること。

（２）現場の管理

乙の責任において、労働安全衛生に関する管理に万全を期するものとし、機会ある毎に作業員に注意を喚起し、作業の工程毎に安全に関する検討を行い必要な処置を講ずること。

（３）産業廃棄物処理

産業廃棄物処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行う他、地域の条件、環境に配慮し、適切に行うこと。

１４　その他

（１）仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

（２）その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。